

特集!! 市町村合併 <その3>

どうしてなっているの?

市町村合併

合併協議の途中経過をお知らせします

★市町村合併について、説明に伺います★
『地域懇談会』『まちづくり出前講座』などで、市町村合併について、説明に伺います。お申し込みやご意見・ご要望は企画課企画担当まで。
TEL 31-4502 FAX 312501 @city.kushiro.hokkaido.jp

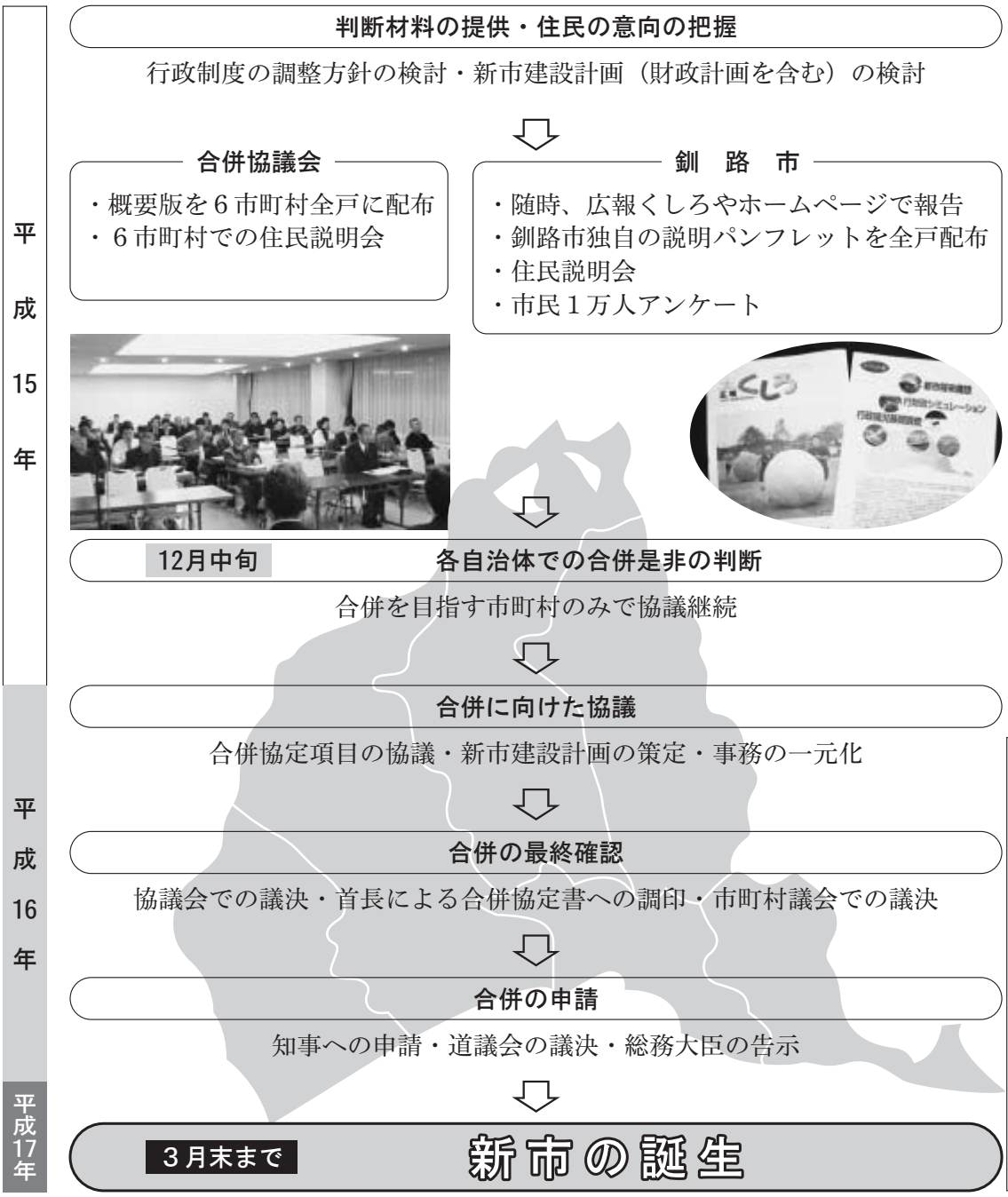
合併の是非判断が12月中旬に延期されました

7月7日(月)に開催された第4回釧路地域6市町村合併協議会において、これまで9月をめどとしていた各市町村の合併是非の判断時期を延期し、12月中旬を最終期限とすることが決定されました。

延期の理由としては、釧路町より10月に町議会議員選挙があることなどから延期の表明がされたこと、6市町村が足並みを揃えて判断する必要があること、各自治体からも住民説明に時間をかけたいとの意向が示されたこと、総務省が合併の手続き等を簡素化し多少の延期が可能となったことなどがあります。



今後の合併協議の流れ



合併後の行政サービスの調整方針が決定されました

第4回合併協議会において承認された行政制度等の調整方針98項目のうち、市民生活に関わりの深い30項目について表にまとめました(表1)。
 鉦路市民にとって合併後、行政サービス等がどう変わるかを説明します。
 また、左のページでは、小委員会で調整中の24項目について表にまとめています(表2)。



〈表1〉 協議会で決定された主な項目	
税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税＝現行どおり ・法人市民税＝現行どおり ・固定資産税＝現行どおり
金	<ul style="list-style-type: none"> Ⓜ入湯税＝鉦路市の日帰り入浴分が40円高くなります
各種料金・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道受益者負担金＝現行どおり Ⓜし尿処理手数料＝1リットル当たり5円から、4～5円台に変更 ・火葬場使用料＝現行どおり Ⓜ税証明手数料＝住宅家屋証明が1,300円から700円に。他の証明は現行どおり
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費助成制度＝現行どおり Ⓜ乳幼児健康診査・予防接種＝合併後1年をかけて調整 ・人工透析通院費補助＝現行どおり
国保・介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金＝現行どおり ・葬祭費＝現行どおり ・健康診査助成＝現行どおり ・介護保険料・サービス＝平成17年度までは現行どおり。以降は新たに設定
高齢者・障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> Ⓜ重度障害者交通費助成＝年間9,400円から12,000円の助成へ。交通手段を選択可 ・特別障害者手当＝現行どおり ・補装具・日常生活用具の給付等＝現行どおり Ⓜ配食サービス＝自己負担500円から300円に変更 Ⓜ老人クラブ活動助成金＝合併後1年をかけて調整
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励費＝現行どおり ・学校給食費・給食方式(単独校、センター方式)＝現行どおり Ⓜ小中学校の通学区＝鉦路市と鉦路町が隣接する地区で調整 ・スクールバスの運行＝現行どおり ・小中学校の教科書＝新市では統一して採択
生涯学習・住民活動	<ul style="list-style-type: none"> Ⓜ町内会への街路灯設置補助＝合併後3年程度をかけて調整 Ⓜまちづくり活動への補助金＝制度を統合 Ⓜまつり・イベント＝現行どおり(類似イベントは調整)
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の収集＝多少の調整が図られます
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団＝現行どおり ・指定避難場所＝現行どおり

※Ⓜは合併により鉦路市の現状から変わる項目です。
 Ⓜは合併後に調整する項目です。

鉦路市は次のように考えています

市町村合併における行政制度の調整は、一般的に次の点を基本姿勢として進められます。

- 基本姿勢**

 - ・住民福祉の向上
 - ・住民負担の適正化
 - ・地域間の均衡
 - ・健全な財政運営

鉦路市もこれらを基本姿勢とするほか、合併が住民生活の負担とならないように、次の点にも配慮しながら行政制度の調整にあたっています。

- 鉦路市の考え方**

 - ・住民負担が急激に大きく変わらないように、経過期間を設けるほか、行政の負担により各種料金などの抑制を検討します。
 - ・地理的条件や産業構造など地域の実情に、サービスの提供回数や実施内容を合わせた方が効果的な場合があり、必ずしもすべての行政制度を統一すべきとは考えていません。
 - ・各市町村の政策的な判断や歴史的な背景により内容が大きく異なる制度は、新市においてゆるやかに調整します。



特集!! 市町村合併 <その3>

合併によってまちの面積が広がった場合、住民サービスが行き渡らなくなることや、住民の声が行政に届きにくくなるのが心配されています。住民サービスは、合併後も旧市町村の役場等が今までどおり地域に残り、窓口業務などの各種行政サービスを行うため、低下することはありません。

しかし、議会がひとつになるなどのこともあり、どのように地域の声を市政に反映するか、その方法が今後協議されていきます。



地域の声を市政に反映するために

地域の意見は反映されるの？

合併特例法では、地域の声を行政に反映するために、旧市町村単位に地域審議会を置くことが認められています。

さらに総務省では、合併後の地域自治や地域の連帯感を確保するために「地域自治組織（仮称）」の制度化を検討しております。これは面積の広い北海道に配慮したものです。

議員定数はどうなるの？

合併特例法では、合併後の一定期間、旧市町村の議員の在任を可能とする在任特例と、定数増を可能とする定数特例が定められています。これにより、新しいまちづくりの始動期に、地域代表の議会への参加が保障されます。

編入合併の場合

定数特例：合併時に増加する人口比により議員定数を増員して選挙を行うことができ、次の選挙でも定数増ができます。

在任特例：編入先の最初の議員選挙まで、旧市町村の議員全員が在任でき、さらに最初の選挙では定数増を行うことができます。



定数の2倍まで定数を増加することができます。

在任特例：旧市町村の議員は合併後2年以内の在任ができます。

〈表2〉小委員会で検討中の主な項目

各種料金・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金＝【調整中】 下水道使用料＝【調整中】 戸籍住民窓口手数料＝現行どおり 市営住宅＝入居基準は変わりません。算定基準の変更による家賃増額はしません 道路占用料＝現行どおり
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児医療費助成＝現行の6市町村共通の制度（6歳未満の通院・入院の医療費無料）を基準に段階的に調整されるため、釧路市は現行どおり 各種がん検診＝当分の間、現行どおり
国保	<ul style="list-style-type: none"> ⑤国民健康保険料＝賦課割合・料率は合併後5年をかけて調整。賦課限度額は段階的に53万円とします（釧路市は現在51万円）
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ⑤敬老祝い金＝現在の77歳・88歳・99歳・100歳以上の各節目での1万円・3万円・5万円・1万円（記念品）から、段階的に88歳、99歳、100歳、101歳以上それぞれで5万円に調整
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ⑤保育料＝現行どおりとし、新市において調整（経過期間は調整中） ⑤高等学校の学区＝6市町村がひとつの学区になることが基本ですが、阿寒高校、白糠高校の存続と定員確保を道教委に要望 ⑤奨学金の貸付＝大学・専修学校は現行どおり。高専・高校は貸付金額が高くなります ・就学費援助制度＝釧路市の制度に統一 ・遠距離通学への補助制度＝現行どおり
生涯学習・住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用＝現行どおり（各施設の図書相互利用を図る） ・町内会館への補助＝現行どおり ⑤スポーツ施設使用料＝合併後5年程度をかけて使用料統一を検討
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集体制＝現行どおり ⑤ごみ処理手数料＝有料化します（現在、阿寒町と白糠町は有料、他市町村も検討中）
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備・公園の維持管理＝現行どおり ・町名＝現行どおり（北斗と釧路町北都は合併後に検討予定） ・都市計画の用途地域＝現行どおり ・除雪＝現行水準を維持
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署＝現行どおり（車両の配備・出動区域は調整）

※この項目は検討中で、最終決定ではありません。